

外国人技能実習制度における講習手当、賃金及び監理費等に関するガイドライン

財団法人国際研修協力機構

平成11年2月公表

平成22年5月改訂

I 趣旨

2010年7月に施行される外国人技能実習制度の改正に伴い、技能実習生への講習手当及び賃金の支払い並びに監理団体と実習実施機関との間の監理費等についての取扱いが一部改定され、関係法令及び2009年12月に法務省入国管理局が公表した「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」に示されているところである。

本ガイドラインは、これらに適切に対応するため必要とされる具体的な取扱いに関する事項を示すものである。

II 取扱い方針

1 講習手当の支払い

団体監理型の技能実習では、本邦における講習期間中は、技能実習生に係る雇用契約が未だ発効しておらず賃金収入がないので、監理団体は、技能実習生に対して我が国での生活上の実費として講習手当を支払うことが相当である。

講習手当の支払いに関する留意点は次のとおりである。

- (1) 技能実習生の入国前に、講習手当の額を本人に示さなければならないこと。
特に、在留資格認定証明書交付申請において提出する「講習中の待遇概要書」では、講習手当の額、講習期間中の食費支給の方法などの記載が求められていること。
- (2) 講習手当の支払者は監理団体であること。監理団体は定められた支給日（講習期間中のなるべく早期）に全額を、技能実習生に直接かつ確実に支払うことが必要であり、また、支払うに当たって、技能実習生から支払簿に受領印（又は受領の署名）を徴すること。
- (3) 講習手当の額については、食費や生活上の諸雑費等を考慮して決定されるべきであること。
なお、講習への出席状況に応じて手当を増減するなどの取扱いは適切ではなく、また、講習中の宿舎は、監理団体又は実習実施機関が無償で確保しなければならないこと。
- (4) 講習手当から監理団体等が負担するべき費用を控除してはならず、また講習手当から強制的に貯金させてはならないこと。
- (5) 監理団体が支払うべき講習手当の一部又は全部を支払わない場合には、不正行為（受入れ停止期間5年）として認定されることがあること。

2 賃金の支払い等

実習実施機関は、技能実習生に対する賃金、労働時間、その他の労働条件についての事項に留意の上、労働関係法令を遵守しなければならない。また、監理団体は、傘下の実習実施機関に対し労働関係法令の遵守についての徹底を次に掲げる事項を重点として指導・助言しなければならない。

なお、実習実施機関又は監理団体は、雇用契約締結時及び講習終了後において、技能実習生に対して雇用契約書・労働条件通知書に基づき、労働条件の内容を十分に理解できるように説明しなければならない。

(1) 実習実施機関による適正な賃金の支払い

賃金は、次のとおり適正に支払われなければならない。

- ① 賃金を通貨で全額、毎月、一定期日に技能実習生本人に直接支払い、賃金支払明細書を交付の上、賃金台帳に技能実習生の受領印又は受領の署名を徴すること。
- ② 口座振込みの場合は、賃金の口座振込みに関する労使協定（注1）の締結及び技能実習生本人の書面による同意並びに賃金支払明細書の交付が必要であること。

なお、技能実習生本人から要望があったとしても技能実習生の預貯金通帳、キャッシュカード及び印鑑を管理・保管してはならないこと。

技能実習生より預貯金通帳、キャッシュカード及び印鑑の管理・保管の要望がある場合には、監理団体・実習実施機関は盗難・紛失防止の観点から、技能実習生本人の管理の下で保管するための施錠等ができる設備を設ける等の配慮をすることが望ましいこと。

- ③ 技能実習生の就業日毎の始業・終業時刻を確認し、これを記録するなど適正に労働時間を管理し、これに基づいて所定の賃金、時間外労働等をさせた場合の割増賃金等を支払うこと。

また、賃金台帳に労働時間数（時間外、休日及び深夜労働時間数を含む）を記載すること。

なお、農業の技能実習を実施する場合においても、労働基準法の労働時間に関する規定に準拠して労働時間を管理すること。

(2) 賃金の支払い水準（同等報酬）について

賃金額の決定に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 賃金は、日本人労働者が従事する場合に支払われる賃金と同等額以上の賃金を支払う必要があること。
- ② 技能等の習熟度に応じて賃金を引き上げる等、技能実習生の技能修得意欲の向上が図られるよう配慮することが望ましいこと。

(3) 賃金からの不当な控除の禁止

法令により控除する社会保険料等を除き、賃金から経費等を控除（天引き）する場合は、食費や宿舍費等の事理明白なものに限られ、かつ、次の措置が必要である。

- ① 賃金控除に関する労使協定（注1）の締結が必要であること。
- ② 控除する額は実費を超えてはならないこと。
- ③ 控除する経費等の項目・金額については、技能実習生本人に十分説明し理解を得ること。
- ④ 宿舍費については、次の点に留意すること。
 - a 宿舍費の額は、近隣の同等程度のアパート等の相場を超えてはならないこと。
 - b 宿舍費の額、内訳及び計算方法について技能実習生本人に十分説明し理解を得ること。
 - c 一戸の住宅を複数の技能実習生に貸与している場合の一人当たりの宿舍費の額は、所定の賃貸料を人数で除した額を超えてはならないこと。

(4) 強制貯金の禁止について

監理団体・実習実施機関は、賃金から天引きする等強制的に貯金をさせてはならない。

(注1) 技能実習生と日本人労働者も含めた事業場全体の労働者の過半数を代表する者（過半数を組織する労働組合がある場合は、その労働組合）との協定。

3 渡航・帰国旅費の確保

これまで技能実習生の帰国旅費については技能実習生本人に負担させるような事例も見受けられたが、今回の制度改正では技能等を海外へ移転するという技能実習制度の趣旨にかんがみ、技能実習生の帰国に支障を来さないようにするため、団体監理型の受入れでは監理団体が帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じることとされ、帰国旅費については、監理団体又は実習実施機関において、その全額を負担しなければならないこととされた。

帰国旅費については、実習実施機関の倒産などにより技能実習の継続が不可能となった技能実習生の帰国旅費の確保が困難となった例も見受けられるため、技能実習生の帰国に十分間に合う時期に帰国旅費の全額を監理団体が確保する等の措置を講ずることが望ましい。この際、帰国のための国内移動経費の負担も必要となる。

なお、技能実習生の来日のための渡航費用についても監理団体又は実習実施機関が全額を負担することが望ましい。

4 監理費等の取扱い

(1) 本ガイドラインでは、監理費等とは外国人技能実習事業（以下「技能実習事業」という。）を実施するに当たって、監理団体及び送出し機関の双方が行う多様で幅広い業務に必要とされる直接・間接の経費（職業紹介に係る費用を除く。）をいうものとし、次の3項目に区分する。

① 受入れ監理費

監理団体が技能実習事業を実施するために必要な監理業務に要する経費をいう。

② 送出し管理費

外国の送出し機関が技能実習生の送出し業務その他関連する業務に要する経費をいう。

③ 送出しに要する諸経費

送出し管理費とは別に、送出しを予定する技能実習生に個別に発生する実費的経費をいう。

(2) 監理費等の取扱いの原則

監理費等については、どの項目にどの程度の費用を要し、それを誰が負担し、どのように徴収・収受するかということを明確にしておくことが、技能実習事業の適正かつ円滑な実施のために極めて重要である。

このため、いずれの監理費等についても、次の透明・公正・適正の原則に基づいた運用を行うことが必要である。

① 透明の原則

監理費等に係る金銭の流れを明らかにしておかなければならない。

特に、監理費等を賃金とは別に明確に区分経理し、賃金から監理費等を徴収してはならない。また、職業紹介に要する費用についても監理費等とは明確に区分経理しなければならない。

② 公正の原則

技能実習事業を適法かつ効果的に実施するに当たって、どのような業務をどの程度実施し、それらの業務をどう役割分担するか等について関係当事者が十分に協議の上、当該役割分担に応じた監理費等の額を決定し、契約しなければならない。

③ 適正の原則

監理費等の額は、監理費等と実施する業務との関係が対価関係として合理的な範囲内にあるなど、業務に必要とされる実際の負担額を勘案した適正な額でなければならない。

(3) 監理費等の内容及び取扱い

いずれの監理費等についても様々な費用項目があると考えられるので、ここでは関係する典型的な費用項目を示すものとする。

監理費等の額の決定に当たっては、これらの費用項目に必要とされる実際の負担額を勘案した適正なものとする必要がある。

① 受入れ監理費

- a 受入れ監理費の具体的な金額については、監理団体が実習実施機関に対して実施する監理・支援をどの程度行うかによって個別・具体的に決定されるべきものであり、受入れ監理費の徴収は、監理団体が実習実施機関から直接行うこととなるものである。

なお、今回の制度改正によって新設された法務省令（監理団体の要件を定める省令）では、「監理団体が監理費用を徴収する場合は、技能実習生を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び用途を明示するとともに、技能実習生に直接又は間接に負担させないこと。」との規定が設けられた。

- b 受入れ監理費としては、次のようなものが挙げられる。

- ・ 講習の実施に関する費用（注2）
- ・ 監査の実施に関する費用
- ・ 訪問指導等の実施に関する費用
- ・ 送出し機関との連絡・協議に要する費用
- ・ 技能実習生の渡航及び帰国に要する費用
- ・ 実習実施機関及び技能実習生に対する相談・支援に要する費用
- ・ 倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用（職業紹介に係る費用を除く。）（注3）
- ・ 技能実習事業を実施するために必要な人件費、事務所経費、会議費等の管理的な費用

（注2）本邦外において監理団体が実施する講習（監理団体が外国の機関に委託して実施する講習も含む。）を含む。

（注3）新たな実習実施機関へあつせんすることに関する費用は職業紹介に係る費用となる。

<参考>

次に掲げる経費は、技能実習事業を行うに当たって、技能実習生を雇用することに伴い事業主に発生する経費であるので、事業主である実習実施機関が負担するものである。

- ・ 社会保険料及び労働保険料（いずれも事業主負担分）
- ・ 健康診断に要する費用（特殊健康診断を含む。）
- ・ 福利厚生費用
- ・ 教育訓練費用（技能実習2号への移行に必要とされる技能検定費用等）（注4）

- ・ 日本語教育費用（監理団体が実施する講習以外で技能実習に必要とされるもの）
 - ・ 労働安全衛生法に基づく免許、講習等の取得費用
- (注4) 技能実習2号への移行後の上位級受験費用等についても、実習実施機関が負担することが適当である。

② 送出し管理費

- a 送出し管理費の負担者、具体的な金額等については、関係当事者が十分に協議の上、決定し、契約することとなるものである。また、送出し管理費の支払いは、送出し機関と技能実習事業に係る協定を締結している監理団体が行うものである。

なお、外国人技能実習制度の運用は各国の実情や特殊事情により異なることもあるので、本ガイドラインの適用に当たり、適宜各国の実情等に応じた運用を行うことを妨げるものではない。

- b 送出し管理費としては、次のようなものが挙げられる。

- ・ 派遣前健康診断に要する費用
- ・ 日本語学習、日本在留のための生活指導等の事前講習に要する費用（注5）
- ・ 監理団体又は実習実施機関との連絡・協議に要する費用（職業紹介に係る費用を除く。）
- ・ 技能実習生を派遣する企業との連絡・調整に要する費用（職業紹介に係る費用を除く。）
- ・ 送出し機関が我が国に職員を派遣するなどして行う技能実習生に対する相談・支援・生活指導の補助に要する費用（注6）
- ・ 技能実習生に事故があった場合の対応に要する費用
- ・ 技能実習生の送出し業務を実施するために必要な人件費、事務所経費等の管理的な費用（職業紹介に係る費用を除く。）

(注5) 本邦外において監理団体が実施する講習（外国の機関に委託して実施する講習も含む。）に係る費用は受入れ監理費に該当する。

(注6) 技能実習生が我が国へ入国した後の技能実習生に対する相談、支援、生活指導は、基本的には監理団体又は実習実施機関が担うべきものであり、送出し機関の役割は補助的なものとなる。

③ 送出しに要する諸経費

- a 送出しに要する諸経費は、我が国に渡航を予定する技能実習生の一人一人に個別に発生する実費的費用であり、また、その性質から、技能実習生が自ら負担することも考えられるものである。なお、これらの費用についても、監理団体及び送出し機関が協議し、負担者、負担の割合を決定することを妨げるものではない。

- b 送出しに要する諸経費としては、次のようなものが挙げられる。

- ・ 旅券及び査証手数料
- ・ 派遣前及び帰国後の国内移動旅費
- ・ 歯科診断費用

なお、健康診断費用については技能実習生が自ら負担することも考えられる。

(4) その他

① 監理費等に関する契約の締結及び届出

監理費等の取扱いに関して、関係者は十分話し合いを行い、決定しなければならない。

具体的には、関係当事者の業務分担及び役割分担を踏まえ、監理コスト等をどの程度負担するかについて十分協議し、関係当事者が合意の上、決定しなければならない。

決定された事項については、協定書その他の契約関係書類（名称の如何を問わず、関係当事者の合意した事項を文書にしたもの全てをいい、付属書等を含む。以下同じ。）を必ず作成し、その中で関係当事者のそれぞれが負担する業務と負担する金額とを明示する必要がある。

なお、協定書その他の契約関係書類については、入国在留諸申請を行う際に、所轄地方入国管理局等に当該関係書類の写しを提出しなければならない。またその内容の変更・更新をした場合も同様の取扱いとされている。

② 賃金からの監理費・管理費徴収の禁止

監理団体、実習実施機関及び送出し機関は、理由の如何を問わず、賃金から、受入れ監理費や送出し管理費を徴収してはならない。

③ 受入れ監理費の経理

監理団体は、実習実施機関から納付される受入れ監理費を各費用項目別に分けて経理し、各費用項目毎に収支の状況を明らかにしなければならない。

また、監理団体は、受入れ監理費を区分経理し、専用口座を設けなければならない。

④ 監理団体における受入れ監理費の明細の明示

監理団体は、在留資格認定証明書交付申請において、「監理費徴収明示書」を提出することとなるが、同明示書では、受入れ監理費の根拠となる経費の費目及び費目毎の金額を明示するとともに、監理費を負担する機関が内容を確認していることも示さなければならない。

⑤ 二重契約（裏契約）の禁止

監理団体、実習実施機関及び送出し機関は、技能実習生の送出し及び受入れに係る契約、協定及びこれに付帯する覚書等において、理由の如何を問わず、講習手当、賃金及び時間外労働の割増賃金の支払い、監理費等の支払い等に関し、地方入国管理局等へ提出した内容とは異なる合意を行うこと、すなわち二重契約（裏契約）を締結してはならない。

なお、入国・在留手続きにおいて虚偽の文書を提出した場合は、不正行為（受入れ停止期間5年）として認定されることがある。

5 保証金等の取扱い

今回の制度改正において、保証金等に関して次のような取扱いが法務省令で定められた。

- (1) 技能実習期間中における技能実習生の失踪防止等の目的で、送出し機関、監理団体、実習実施機関又はあっせん機関は、技能実習生又は配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生と社会生活において密接な関係を有する者から保証金を徴収することは認められず、また、名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理してはならず、かつ、技能実習が終了するまで管理することを予定してはならない。
- (2) さらに、技能実習生と上述の各機関との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結してはならず、かつ、技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれることが必要である。
- (3) (1) に掲げた機関相互の間で技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約金

その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれることも必要である。

6 旅券及び外国人登録証明書の取扱いについて

監理団体や実習実施機関は、技能実習生から旅券や外国人登録証明書の保管の要望があった場合であってもこれらを預かってはならない。旅券や外国人登録証明書は法律上携帯義務が課せられているので、監理団体や実習実施機関が預かったり取り上げたりして技能実習生本人が所持していない場合、法律違反に問われることにもなりかねず、不正行為（受入れ停止期間5年）認定の対象となる。

監理団体や実習実施機関は、技能実習生の旅券や外国人登録証明書の盗難・紛失防止の観点から、それらを本人の管理の下で保管するための施錠等ができる設備を設ける等の配慮をすることが望ましい。

7 不適切な方法による技能実習生の監理について

- (1) 監理団体や実習実施機関は、技能実習生の失踪等問題事例の発生の防止を口実として、技能実習生に対し、宿舎からの外出を禁止したり、旅券や外国人登録証明書を預かったりしてはならない。人権侵害の問題が生じかねないので外出の禁止をするべきでないことは言うまでもないが、社会通念上認められる範囲内での門限の設定や休日における外出届制は差し支えない。

また、携帯電話の所持や来客との面会を禁止すること等により親族や友人等との連絡を困難にさせることも不適切な方法による監理に当たる。

- (2) 入国当初に監理団体が実施する講習期間中は、実習実施機関と技能実習生との間に雇用関係はないので、実習実施機関が技能実習生に対して当該講習の受講について将来の使用者として指揮命令をすることはできない。

8 職業紹介に係る費用の取扱い

職業紹介に係る費用の取扱いについては、職業安定法上の規制に加え、入管法令上監理団体は営利を目的としない団体とされるとともに、職業紹介に伴い収益を得ることは認められない。このため、次の点に特に留意するものとする。

- (1) 監理団体が無料職業紹介を行うに当たっては、実習実施機関から職業紹介に係る費用（実費を含む。）を徴収することはできない。すなわち、監理団体は講習の実施などの事業に必要な費用及び送出し機関側で要する費用のうち監理団体が負担する費用を実習実施機関から徴収できるが、これらの費用の中に職業紹介に係る費用が含まれてはならない。

- ・ 職業紹介に係る費用として、例えば、職業紹介事業に従事する監理団体の職員及び役員の報酬、技能実習生の選抜に係る監理団体職員の送出し国への渡航費、送出し機関が行う職業紹介に対する費用、送出し国における採用面接の費用などがある。
- ・ 技能実習生の受入れを行っている会員の会費が他の会員の会費に比べ高く設定されており、その理由が職業紹介に関わるものではないことが明らかでない場合は、職業紹介に係る費用を徴収しているものと解されることがあるので、留意すること。

- (2) 監理団体が有料職業紹介を行うに当たっては、厚生労働大臣に届け出た職業紹介に係る手数料表の範囲で実習実施機関から職業紹介に係る費用（実費に限る。）を徴収することができる。
- なお、建設業務については、有料職業紹介を行うことはできない。
- (3) 監理団体は、監理費等として職業紹介に係る経費を徴収・支出していないこと及び職業紹介に伴い収益を得るものでないことを明確にしておく必要があるため、無料職業紹介・有料職業紹介を問わず、職業紹介に係る費用（実費を含む。）を監理費等と明確に区分して、事業を行わなければならない。
- (4) 監理団体は、職業紹介に係る経費を、技能実習生候補者から一切徴収してはならない。

以 上

(団体監理型)

外国人技能実習事業に関する協定書（モデル）

〇〇国△△（以下「送出し機関」という。）と日本国〇〇（以下「監理団体」という。）は、両国の諸法令に従い、送出し機関の送り出す技能実習生に対し、監理団体及び技能実習生を受け入れる企業等（以下「実習実施機関」という。）が実施する外国人技能実習事業（以下「技能実習事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この技能実習事業は、日本国の諸法令に基づき、技能実習生に日本国の産業が有する技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得させることにより、〇〇国に技能等の移転を図り、〇〇国の産業の発展を担う人材育成に資するとともに、両国間の相互理解と友好親善の推進を図ることを目的とする。

第2章 技能実習事業の基本的枠組み

(日本国における滞在期間)

第2条 日本国における滞在期間は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）が規定する在留資格「技能実習1号」と在留資格「技能実習2号」による期間に区別して設定するものとする。

2 「技能実習1号」に係る滞在期間は、技能実習生各人につき1年を超えない期間とする。

3 「技能実習2号」に係る滞在期間は、技能実習生本人、技能実習生の所属機関、〇〇国の送出し機関、監理団体及び実習実施機関が同意し、「技能実習2号」への在留資格変更申請を地方入国管理局に行い許可された場合、及びその後に「技能実習2号」に係る在留期間更新申請を地方入国管理局に行い許可された場合に限り、「技能実習1号」と「技能実習2号」とを合わせて3年以内とすることができる。

(講習及び本邦外における講習又は外部講習)

第3条 入管法の規定に基づき技能実習生が入国当初に受講する講習は、監理団体が関係法令に従い適正に実施するものとする。

2 講習の時間数は、「技能実習1号」に係る滞在期間の6分の1以上とする。ただし、監理団体が実施する本邦外（〇〇国）における講習又は〇〇国の公的機関若しくは教育機関が実施する外部講習が、次項の条件を充足する内容により、技能実習生の入国前6月以内に1月以上かつ160時間以上それぞれ実施された場合には、滞在期間の12分の1以上とすることができる。

3 本邦外（〇〇国）における講習又は外部講習は、〇〇国において、それぞれ日本語、日本国での生活一般に関する知識及び日本国での円滑な技能等の修得に資する知識について、座学(見学を含む。)で実施されるものとする。

(技能実習)

第4条 「技能実習1号」に係る技能実習は、技能実習生と実習実施機関との雇用契約の下、監理

団体が作成した技能実習計画に基づいて、講習終了後から適正に実施するものとする。

- 2 「技能実習2号」に係る技能実習は、「技能実習1号」と同一の実習実施機関において、同一の技能等に関し、技能実習生と実習実施機関との雇用契約の下、監理団体又は実習実施機関が作成した技能実習計画に基づいて適正に実施するものとする。
- 3 技能実習は、監理団体の責任及び監理の下、監理団体と実習実施機関が役割分担を明確にして行うものとする。

(技能実習指導員・生活指導員)

- 第5条 実習実施機関は、技能実習生が修得しようとする技能等について、5年以上の経験を有する技能実習指導員を常勤職員として配置するとともに、技能実習生の生活を把握し、その相談・指導に当たる生活指導員を配置するものとする。
- 2 監理団体は、実習実施機関における技能実習指導員及び生活指導員がそれぞれ適切な指導を行うことができるよう、その育成に努めるものとする。

(技能実習生の要件)

- 第6条 技能実習生となる者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。
- (1) ○○国において、日本国で修得しようとする技能等に係る業務に現に従事しているか、又は従事した経験を有すること。
 - (2) 日本国での技能実習を修了し帰国後に、日本国で修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
 - (3) 日本国での技能等の修得について、○○国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関の推薦を受けていること。
 - (4) 技能実習制度について理解し、技能等の修得に高い意欲を有すること。
 - (5) 満18歳以上であること。
 - (6) 原則として、過去に日本国における研修又は技能実習の経験がないこと。
 - (7) 技能実習に必要な日本語を習得するための基礎的素養を有すること。

第3章 職業紹介関係業務等

(送出し機関と監理団体の業務提携による職業紹介)

- 第7条 送出し機関と監理団体は、技能実習事業を円滑に進めるため、両国の諸法令に従い、両者が連携して、次条から第12条までに定めるところにより、技能実習生となることを希望する者(以下「技能実習生候補者」という。)の募集、技能実習生候補者(求職者)の選抜、技能実習生を受け入れようとする実習実施機関(求人者)の確保、技能実習生候補者(求職者)及び実習実施機関(求人者)の相談への対応並びに情報提供、技能実習生候補者(求職者)と実習実施機関(求人者)のマッチングその他雇用契約の締結に至るまでの過程における職業紹介業務を、その役割及び義務に沿って的確に遂行するとともに、相互に必要な協力を行うものとする。

(職業紹介における送出し機関及び監理団体の役割と義務)

- 第8条 送出し機関は、次の役割と義務を負う。
- (1) 技能実習生候補者(求職者)の募集及び求職の申込みの受付
 - (2) 第6条に定める要件に該当する技能実習生候補者(求職者)の選抜及び選抜された技能実

習生候補者（求職者）に係る求職者名簿の整理及び管理

- (3) (2)の求職者名簿の監理団体への送付その他監理団体に対する情報の提供
- (4) 技能実習生候補者（求職者）に対する本協定書に基づく技能実習事業の詳細についての説明及び相談への対応
- (5) 実習実施機関（求人者）に関する情報、実習実施機関（求人者）の提示する労働条件等の募集条件について明示し、技能実習生候補者（求職者）が十分理解できるよう説明すること及びこれら求人情報を管理すること。
- (6) 監理団体と協議、相談の上合意した方法による技能実習生候補者（求職者）と実習実施機関（求人者）のマッチングを図るための適切な措置を講ずること。
- (7) 技能実習生候補者（求職者）のマッチング結果の把握

2 監理団体は、次の役割と義務を負う。

- (1) 実習実施機関（求人者）の募集及び求人の申込みの受付
- (2) 実習実施機関（求人者）の確認及び確保並びに求人者名簿の整理及び管理
- (3) (2)の求人者名簿の送出し機関への送付その他送出し機関への情報提供
- (4) 実習実施機関（求人者）に対する本協定書に基づく技能実習事業の詳細についての説明及び相談への対応
- (5) 技能実習生候補者（求職者）に係る求職者名簿の実習実施機関（求人者）への提供並びに求職者名簿の整理及び管理
- (6) 送出し機関と協議、相談の上合意した方法による技能実習生候補者（求職者）と実習実施機関（求人者）のマッチングを図るための適切な措置を講ずること。
- (7) 実習実施機関（求人者）の採用結果の把握

（送出し機関及び監理団体の支援）

第9条 送出し機関及び監理団体は、実習実施機関（求人者）と技能実習生候補者（求職者）との間で雇用契約の締結に向けて円滑に合意がなされるために必要な支援について協議、相談の上、適切な措置を講ずる。

（求職者及び求人者の同意）

第10条 送出し機関及び監理団体は、業務提携による職業紹介を行うことについて、予め対象となる技能実習生候補者（求職者）及び実習実施機関（求人者）の同意を得なければならない。

（秘密の厳守）

第11条 送出し機関及び監理団体は、本章の規定により取得する個人情報については、業務提携による職業紹介においてのみ使用し、適正に管理するとともに、守秘義務を負う。

（職業紹介に係る費用の分担等）

第12条 送出し機関と監理団体の業務提携による職業紹介を実施するに当たって必要となる経費（以下「職業紹介経費」という。）については、両者は、本章の規定による役割及び義務を踏まえて協議の上、負担者及び負担割合を決定するものとする。

2 前項の職業紹介経費は、第23条の送出し管理費、第24条の送出しに要する諸経費及び第25条の受入監理費と明確に区分して別途経理するものとする。

- 3 第1項に基づき監理団体が負担することとされる費用については、技能実習生候補者（求職者）及び実習実施機関（求人者）から一切徴収してはならない。

[監理団体が実費のみを徴収して行う有料職業紹介を行う場合の第3項]

- 3 第1項に基づき監理団体が負担することとされる費用については、技能実習生候補者（求職者）及び実習実施機関（求人者）から、一切徴収してはならない。ただし、監理団体が、日本国厚生労働大臣に届け出た職業紹介に係る手数料表の範囲で実習実施機関（求人者）から実費を徴収することを妨げないものとする。

（技能実習生の決定）

第13条 技能実習生候補者（求職者）は、本章に定めるところによる職業紹介を経て、実習実施機関（求人者）との間で雇用契約を締結し、日本国への入国手続きを終えることにより、技能実習生となるものとする。

第4章 技能実習生の処遇等

（技能実習生の処遇）

第14条 講習期間中の処遇は、次のとおりとする。

- (1) 入国当初における講習期間中は、平均的な日本人の生活水準を維持できる生活実費を講習手当として、監理団体が毎月1回定期日に技能実習生本人に直接全額を支給する。この講習手当の額は、1名あたり月額〇〇円（食費〇〇円を含む。）とし、現金支給の場合には、技能実習生本人の受領印又は受領の署名を徴するものとする。

なお、講習のために日本国内の移動費用が生じた場合には、講習手当とは別に実費を支給する。

- (2) 講習期間中の宿泊施設については、監理団体が確保し、技能実習生に無償で貸与する。なお、宿泊施設には、通常の生活に必要な設備等を備えるものとする。
- (3) 講習は、1週間あたり40時間を超えないものとし、かつ、予め定めた講習時間外の時間及び講習日以外の日には行わないものとする。
- (4) 監理団体は、技能実習生について、外国人技能実習生総合保険など民間の傷害保険等に加算するなどし、講習期間中の死亡、負傷、疾病等の場合における保障措置を講じるものとする。

2 技能実習期間（講習期間を除く。以下この項において同じ。）中の処遇は、次のとおりとする。

- (1) 講習終了後に、技能実習生は実習実施機関との雇用契約の下、技能実習活動を行うが、当該雇用契約は、日本国への入国手続きにおいて締結され、講習の終了後に効力が発生するものとする。なお、技能実習生に対する労働条件通知書の交付は、実習実施機関が雇用契約書を締結の際、本人に対して母国語併記で行うものとする。
- (2) 実習実施機関は、毎月、一定期日に技能実習生本人に対して直接賃金の全額を支払う。ただし、法令の定めがある税金、社会保険料などの控除を、また労使で賃金からの控除協定を締結している場合、その範囲内での控除をすることができる。なお、同協定により控除する額は実費を超えないものとする。

また、実習実施機関は賃金支払いに際して、現金支給の場合には、技能実習生本人に賃金支払明細書を交付の上、賃金台帳に技能実習生からの受領印又は受領の署名を徴する。口座振込みの場合は、口座振込みに関する労使協定を締結し、本人の同意書を取り賃金支払明細

書の交付を行う。

なお、技能実習期間中に日本国内の移動費用が生じた場合には、実習実施機関の規定により旅費等の手当を支給する。

- (3) 技能実習期間中の宿泊施設については、監理団体又は実習実施機関において確保し、技能実習生に対し有償又は無償で貸与するものとする。
- (4) 技能実習期間中における所定労働時間は、休憩時間を除き、原則として1週間について40時間、1日について8時間を超えないものとする。ただし、労使協定を締結した場合、その範囲内で時間外・休日労働を行わせることができるものとし、その場合には割増賃金を支給する。なお、所定時間外労働、休日労働又は深夜労働を行わせる場合であっても、実習実施機関は、技能実習制度の趣旨を踏まえ、技能実習生が長時間労働とならないよう配慮するとともに、技能実習生に対する指導が可能な体制を確保するものとする。

(保証金等の徴収の禁止)

第15条 送出し機関、監理団体又は実習実施機関（以下、本条において「送出し機関等」という。）は、技能実習生又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生と社会生活において密接な関係を有する者（以下、本条において「技能実習生等」という。）から、当該技能実習生が日本国において従事する技能実習に関連して、保証金を徴収してはならない。

- 2 送出し機関等は、技能実習生等から、当該技能実習生が日本国において従事する技能実習に関連して、名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理し、かつ、当該技能実習が修了するまで管理することを予定してはならない。
- 3 送出し機関等は、技能実習生等との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結してはならず、かつ、当該技能実習が修了するまで締結することを予定してはならない。

(技能実習の中止)

第16条 次のいずれかに該当した場合には、技能実習生本人から事情を聴取した上、送出し機関、監理団体及び実習実施機関が協議し、該当者の技能実習を中止し帰国させることができる。

- (1) 第6条に違反した場合
- (2) 第20条の(4)に違反した場合
- (3) その他本人の責めに帰することができる事情により、技能実習の継続が不可能又は不適当な場合

(技能実習生の一時帰国)

第17条 技能実習生の「技能実習1号」又は「技能実習2号」在留中の一時帰国は、監理団体及び実習実施機関が相当と認め、かつ、日本国の入国管理局が再入国を許可した場合には、○日以内の一時帰国を認めるものとする。

なお、費用負担者については、一時帰国の事由を勘案し、技能実習生、送出し機関、監理団体又は実習実施機関が協議し決定するものとする。

第5章 送出し機関、監理団体の役割、義務等

(送出し機関の役割と義務)

第18条 送出し機関は、本協定書の各条で定めるもののほか、次の役割と義務を負う。

- (1) 技能実習事業に関する事務担当者又は連絡担当者の配置
- (2) 技能実習生の来日及び滞在に関する自国政府への法的諸手続の実施
- (3) 第3章に規定する技能実習生候補者の選抜
- (4) 事前健康診断（歯科診断を含む。）の実施及び診断結果の監理団体への通知
- (5) 第3条第2項及び第3項による講習等の委託による実施又は支援、出発前のオリエンテーションの実施
- (6) 日本国での入国及び在留手続きに必要な書類の準備
- (7) 監理団体との連絡調整その他の技能実習事業の円滑な推進に必要な業務

(監理団体の役割と義務)

第19条 監理団体は、本協定書の各条で定めるもののほか、次の役割と義務を負う。

- (1) 技能実習事業に関する事務担当者又は連絡担当者の配置
- (2) 技能実習生の来日及び在留のための日本国政府に対する法的諸手続の実施。ただし、在留手続きについては、実習実施機関が行うことを妨げない。
- (3) 技能実習生用の宿泊施設及び講習施設の確保。ただし、宿泊施設については、実習実施機関が確保する場合を含む。
- (4) 「技能実習1号」に係る適正な技能実習計画の策定
- (5) 技能実習計画に基づく実習実施機関における適正な技能実習実施の監理・指導
- (6) 実習実施機関に対する監理・指導（(5)に掲げるものを除く。）
- (7) 技能実習生からの各種相談への適切な対応
- (8) 実習実施機関の倒産等、技能実習生の責めに帰することができない事由により技能実習の継続が困難となった場合における新たな実習先の確保（技能実習生が技能実習の継続を希望するときに限る。）
- (9) 送出し機関との連絡調整その他の技能実習事業の円滑な推進に必要な業務

(技能実習生の遵守すべき事項の指導)

第20条 送出し機関は、技能実習生に対して、次に示す技能実習生が日本国滞在中に遵守すべき事項の周知徹底を図る。また、技能実習生の日本国滞在期間中これらの遵守事項の徹底を図るため、監理団体及び実習実施機関と協力して、指導を行うものとする。

- (1) 技能実習指導員及び生活指導員の指導に従い、誠実な姿勢で技能実習を全うすること。
- (2) 修得した技能等を帰国後復職した職場で有効に活用し、母国の産業の発展に寄与すること。
- (3) 日本国滞在は単身で行い、同居を目的とした家族の呼び寄せは行わないこと。
- (4) 在留資格で認められた以外の収入や報酬を伴う活動は行わないこと。
- (5) 日本国での滞在期間中は、自らが責任を持って、旅券については保管し、外国人登録証明書については携帯すること。
- (6) 技能実習修了後は速やかに帰国すること。

(帰国後のフォローアップ)

第21条 監理団体は、送出し機関と協力して、日本国で技能等を修得した技能実習生が帰国後に本国で当該技能等を活用しているかについてフォローアップ調査を行うものとする。

2 送出し機関は、帰国した技能実習生が日本国で修得した技能等を〇〇国で活用しているかの調査結果を取りまとめの上、監理団体又は実習実施機関に報告するものとする。

(事故・犯罪・失踪に関する措置)

第22条 技能実習生に関する事故・犯罪・失踪が発生した場合には、監理団体は送出し機関に速やかにその事実を連絡するとともに、日本国の諸法令等に従い、両者の協議により適切に対応するものとする。

第6章 費用負担等

(送出し管理費の内訳)

第23条 技能実習事業の推進に関し、送出し機関側で要する費用（以下「送出し管理費」という。ただし、次条で規定する諸経費及び技能実習生候補者の選抜、決定等に係る職業紹介経費を除く。）は次のとおりとする。

- (1) 送出し機関が行う技能実習生候補者の派遣前の健康診断及び歯科診断の準備に要する費用
その他の当該診断の実施に附帯する費用
- (2) 日本語学習、日本国での生活指導等の事前講習等に要する費用及びこの期間中の休業補償費
- (3) 送出し国の企業又は監理団体との連絡・協議に要する費用
- (4) 送出し機関として、日本国への職員派遣等による技能実習生に対する相談、生活指導の補助に要する費用（技能実習生が事故にあった場合の対策費用を含む。）
- (5) その他本事業推進のために送出し機関側で発生する費用

(送出しに要する諸経費)

第24条 前条に規定する費用のほか、技能実習生の送出しに要する諸経費は、次のとおりとする。

- (1) 健康診断費及び歯科診断費
- (2) 旅券及び査証申請手数料
- (3) 派遣前及び帰国後の〇〇国内移動旅費
- (4) その他技能実習生の送出しに関し〇〇国内で発生する経費

(受入れ監理費の内訳)

第25条 技能実習事業の推進に関し、監理団体側で監理に要する費用（以下「受入れ監理費」という。）は、次のとおりとする（ただし、技能実習生候補者の選抜、決定等に係る職業紹介経費は除く。）。

- (1) 送出し機関との連絡・協議に要する費用
- (2) 実習実施機関の選定に要する費用
- (3) 説明会開催等の受入れ準備に係る日本国内で要する費用
- (4) 第26条に定める往復旅費
- (5) 講習期間中の事故等の場合における保障措置に係る費用

- (6) 講習の実施に要する費用
- (7) 実習実施機関に対する監査及び訪問指導の実施に要する費用
- (8) 宿泊施設の確保に要する費用
- (9) 技能実習生からの相談に対応する措置に要する費用
- (10) 技能実習事業に係る打合せ及び状況視察等、送出し国訪問に要する旅費
- (11) その他本事業推進のために監理団体側で発生する費用

(費用の負担)

第26条 技能実習事業に要する費用のうち、第23条の送出し管理費及び第24条の送出しに要する諸経費については、相互に協議し、妥当な部分を送出し機関及び監理団体が、また、第25条の受入れ監理費については、監理団体及び実習実施機関側が負担するものとする。ただし、技能実習生の技能実習のための来日と技能実習修了後の帰国の旅費については、技能実習生が母国を離れる最後の地点から、技能実習修了後に帰国のため母国に入国する最初の地点までの往復旅費を、監理団体及び実習実施機関側が負担する。

(送出し管理費等の取扱い)

第27条 監理団体が、第23条の送出し管理費及び第24条の送出しに要する諸経費の一部を負担することとした場合には、双方で相当と認めた金額を送出し機関側に送金する。なお、この場合において、監理団体が負担する送出し管理費及び送出しに要する諸経費の内訳については送出し機関から監理団体へ別途通知する。

- 2 技能実習期間中の送出し管理費は1名あたり月額〇〇〇円とする。
- 3 監理団体は、実習実施機関から毎月送出し管理費を徴収し、〇か月に一度まとめて送出し機関に送金する。
- 4 送出し管理費の取扱いについては、専用口座を設置し、技能実習生に支給する講習手当、賃金とは明確に区別するとともに、講習手当及び賃金から徴収しないものとする。

第7章 雑 則

(技能実習事業に関する協定書付属覚書)

第28条 〇〇〇及び〇〇〇については、別に定める「技能実習に関する協定書付属覚書」によるものとする。

(協定書の解釈等)

第29条 本協定書の条項に解釈上の疑義が生じた場合又は本協定書に定めのない事項については、技能実習事業の目的に則り、両者の協議により決定するものとする。

(紛争の処理)

第30条 技能実習事業に関し紛争が生じた場合には、技能実習事業の趣旨及び日本国の諸法令を尊重し、かつ、友好関係を損なわないように配慮しつつ、送出し機関と監理団体との協議により、解決するよう努力するものとする。なお、やむを得ない場合には、日本国の関係省庁又は裁判所の判断に従うものとする。

(協定書の効力等)

第31条 本協定書は、署名の日から発効する。ただし、日本国の関係省庁から、本協定の内容に抵触する条件又は本協定に定めのない事項に関し指導があった場合には、それに従うとともに、監理団体は送出し機関に対し、速やかに当該内容を文書で通知する。以後、当該内容については、本協定に優先して適用するものとする。

(協定書の終了)

第32条 本協定は、次のいずれかにより終了するとともに、本協定書は効力を失うものとする。

(1) 本協定の対象となる技能実習事業が終了した場合

(本協定書の終了日は、技能実習事業の終了日とする。)

(2) 技能実習の途中で継続が不可能となり、技能実習生が帰国することとなった場合（この場合には、文書をもって相手方に通知することとし、本協定書の終了日は、文書の発信日とする。)

以上に両者は合意し、協定書の正文として、日本語文及び〇〇語文により各2通を作成し、署名するとともに、両者はそれぞれ各1通を保有する。

(送出し機関)	(監理団体)
〇〇国	〇〇国
△△	〇〇
代表者〇〇〇〇	代表者〇〇〇〇
署名_____	署名_____
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	於〇〇国〇〇

外国人技能実習生共同受入事業規約例

(目的)

第1条 この規約は、出入国管理及び難民認定法、関係省令並びに技能実習生の入国、在留管理に関する指針の定めるところにより、本組合が監理団体となって定款第○条第○号に掲げる事業(以下「外国人技能実習生共同受入事業」という。)の実施に必要な諸手続、方法その他の事項について定め、もって外国人技能実習生共同受入事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 本組合に外国人技能実習生共同受入事業の円滑な運営を図るため委員会を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(組合員の監理)

第3条 監理団体である本組合は、法令に定めるところにより、組合員である実習実施機関を監理する。

(送出し機関の選定)

第4条 本組合は、外国人技能実習生共同受入事業に係る送出し機関について総会で定める。

(実習実施機関の選定等)

第5条 この事業において、本組合は、その組合員が出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令等に規定する実習実施機関としての条件を満たしたときは、技能実習生を受け入れる。

2 既に技能実習生を受け入れている組合員が前項に規定する実習実施機関としての条件を満たさなくなったときは、本組合は速やかに技能実習生の意向を確認し、技能実習生が技能実習の継続を希望している場合は、その旨を本組合の主たる事務所を管轄する地方入国管理局に申し出るとともに、関係機関等の協力、指導等を受けて、新たな実習実施機関を探さなければならない。

(技能実習生受入れの申込み)

第6条 組合員は、技能実習生の受入れを希望するときは、本組合所定の技能実習生受入申込書に必要な書類を添えて、本組合に申し込まなければならない。

2 前項の技能実習生受入申込書の様式及び必要な添付書類は、別に定める。

(経費の負担)

第7条 外国人技能実習生共同受入事業の実施に必要な経費に充てるため、本組合は実習実施機関となる組合員に対して、監理費及び技能実習生帰国費用を徴収することができる。なお、その額については、総会で定める。

(営利を目的とするあっせんの禁止)

第8条 本組合は、営利を目的として技能実習生のあっせんを行ってはならない。また、営利を目的とするあっせん機関を介在させてはならない。

(技能実習責任者等)

第9条 本組合は、外国人技能実習生共同受入事業の適正な実施のため、下記の技能実習責任者、指導員等を委嘱する。

- (1) 技能実習責任者
- (2) 相談指導員
- (3) 生活指導員
- (4) 技能実習指導員

- 2 技能実習責任者は、本組合の役員から選任し、実習実施機関への監査に積極的に関わり、技能実習の状況について把握する。
- 3 相談指導員は、技能実習生からの各種相談に対応するもので、技能実習生からの相談を受け付け、その相談内容を記録し、本組合へ報告する。
- 4 生活指導員は、実習中の生活面における指導を行い、その生活指導の内容について、本組合へ報告する。
- 5 技能実習指導員は、定期的に技能実習の実施状況を本組合へ報告する。

(技能実習計画書)

第10条 本組合は、技能実習を計画的・段階的に修得させるため、組合員と十分に意思疎通を図って、技能実習計画を策定する。

- 2 組合員は、技能実習計画書に従い実習を実施するものとする。

(技能実習生の管理)

第11条 組合員は、技能実習を行うため、労働安全衛生法に規定する安全衛生に必要な措置を講じた技能実習施設を確保しなければならない。

- 2 組合員は、健康で文化的な生活に必要な附帯設備を備えた宿泊施設を、技能実習生に貸与しなければならない。ただし、本組合がこれを提供する場合は、この限りでない。
- 3 本組合は、講習期間中において、技能実習生に対し、講習手当等を支給する。
- 4 組合員は、毎月、一定の期日に、技能実習生に対し、労働契約に基づく賃金を支給しなければならない。

(資格外・不法就労の禁止)

第12条 組合員は、いかなる場合であっても、技能実習生に技能実習計画書に定められた以外の就労行為をさせてはならない。

- 2 組合員は、不法就労者を雇用し、雇用をあっせんし、又は不法就労を容易にするなどの外国人の就労に係る不正な行為を行ってはならない。

(技能検定試験)

第13条 組合員は、出入国管理法及び難民認定法別表第一の二の表、技能実習2号ロへの移行を希望する技能実習生に対し、本組合の指定する機関における「修得技能等の評価システム」の技能検定試験等を受検させなければならない。

(技能実習生の一時帰国)

第14条 組合員は、技能実習生から一時帰国の申し出を受けたときは、直ちに本組合に報告し、本組合の指示に従い対応しなければならない。

(技能実習が継続できなくなった場合の取扱い)

第15条 組合員は、技能実習生が病気、犯罪、失踪等の理由により技能実習を継続できなくなった場合は、直ちに本組合に対してその事実を連絡するとともに、本組合の指示を受けて適切な処置を行わなければならない。また、組合員は、速やかに本組合に対し「事故報告書」を提出しなければならない。

(組合員に対する監査・調査等)

第16条 本組合は、実習実施機関である組合員に対し、法令に定められた頻度、役員による技能実習の監査を実施し、その結果を地方入国管理局へ報告する。また、役職員が1か月に1回以上、実習実施機関を訪問し、技能実習実施状況の確認及び指導を行う。

2 本組合は、技能実習の実施状況を調査するために必要があると認めるときは、組合員から必要事項について口頭又は文書で報告を聴取し、外国人技能実習生共同受入事業に関する施設を立ち入り調査し、技能実習生を含む関係者に質問し、及び外国人技能実習生共同受入事業に係る帳簿書類その他の物件を調査することができる。

3 本組合は、前項の調査等により組合員の行う技能実習が法令に違反し、又は技能実習計画書と異なることが明らかになったときには、組合員に対し、当該法令及び技能実習計画書に従って技能実習を実施するよう改善を命ずる。

4 組合員は、正当な理由がなく、本組合が行う第1項の規定に基づいて行う監査及び第2項の規定に基づいて行う調査等を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

5 本組合は、組合員が第3項の命令に従わないとき、又は前項にあたる事実があるとき、当該組合員の技能実習を終了させ、当該組合員の下で技能実習を行う技能実習生につき、新たな実習実施機関を探すものとする。また、そのために要した費用は当該組合員が負担する。

(地方入国管理局への報告)

第17条 本組合は、第14条の報告を受けたとき、前条1項の規定により監査を行ったとき、前条3項の規定により改善を命じたとき、前条5項に規定する事態となったとき、その他必要があると認めるときは、速やかに地方入国管理局に報告しなければならない。

(関係法令の遵守)

第18条 本組合及び組合員は、出入国管理及び難民認定法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等関係法令並びに本規約を遵守するとともに、監理団体及び実習実施機関として責任をもって技能実習の適正な実施に努めなければならない。

(その他)

第19条 この規約に定めのない事項であって、緊急かつ必要な事項は理事会で決定する。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

外国人技能実習制度概説

2010年 5月 初版発行

編集・発行 財団法人 国際研修協力機構
〒105-0013
東京都港区浜松町1-18-16
住友浜松町ビル4階
電話：03-6430-1110
FAX：03-6430-1116



9784904499047



1922032011436

ISBN978-4-904499-04-7

C2032 ¥1143E

定価：1,200円（本体1,143円+税）

JITCO